

警備員指導教育責任者講習実施要領

1 趣旨

この要領は、警備員指導教育責任者講習業務の委託に関して必要な事項を定めるものとする。

2 実施業務

次に掲げる講習の実施に伴う業務とする。ただし、受講申込の受付、修了考査の実施及び講習修了証明書の交付に関する業務を除く。

- (1) 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項に基づく法第22条第2項第1号に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

3 講習事項、講習方法、講習内容及び時限数

- (1) 講習規則第5条の規定に基づき、別表「警備員指導教育責任者講習実施基準」（以下「実施基準」という。）により次のとおり実施する。

ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る新規取得講習（以下「新規取得講習1号」という。）は、実施基準1「新規取得講習1号」による。

イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）に係る新規取得講習（以下「新規取得講習2号」という。）は、実施基準2「新規取得講習2号」による。

ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）に係る新規取得講習（以下「新規取得講習3号」という。）は、実施基準3「新規取得講習3号」による。

エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）に係る新規取得講習（以下「新規取得講習4号」という。）は、実施基準4「新規取得講習4号」による。

オ 1号警備業務に係る追加取得講習（以下「追加取得講習1号」という。）は、実施基準5「追加取得講習1号」による。

カ 2号警備業務に係る追加取得講習（以下「追加取得講習2号」という。）は、実施基準6「追加取得講習2号」による。

キ 3号警備業務に係る追加取得講習（以下「追加取得講習3号」という。）は、実施基準7「追加取得講習3号」による。

ク 4号警備業務に係る追加取得講習（以下「追加取得講習4号」という。）は、実施基準8「追加取得講習4号」による。

- (2) 講習事項のうち講習方法が実技訓練（講習細目が救急法及び護身術であるものに限る。）、討論及び実習であるものについては2名の講師により行うものとする。
- (3) 講習においては、講習用に作成された教本及び視聴覚教材を使用すること。この場合、島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の独自の教材を併せて使用してもよい。

4 実施年月日及び受講定員

講習の区分	実施年月日	定員	備考
新規取得講習1号	令和6年7月17日から7月26日まで	20人程度	「警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること」を除き、全区分合同で実施
新規取得講習2号	令和6年7月17日から7月26日まで	15人程度	
新規取得講習3号	令和6年7月17日から7月26日まで	5人程度	
新規取得講習4号	令和6年7月17日から7月26日まで	5人程度	
追加取得講習1号	令和6年7月23日から7月26日まで	10人程度	新規取得講習1号と合同で実施
追加取得講習2号	令和6年7月24日から7月26日まで	10人程度	新規取得講習2号と合同で実施
追加取得講習3号	令和6年7月24日から7月26日まで	5人程度	新規取得講習3号と合同で実施
追加取得講習4号	令和6年7月25日から7月26日まで	5人程度	新規取得講習4号と合同で実施

注：実施年月日は、いずれも土・日・月曜日、祝日を除く。

5 実施場所

島根県松江市殿町158番地 島根県民会館

6 講師

- (1) 講習は、次の表の左欄に掲げる講習事項に応じ、同表の右欄に掲げる講師により行うこと。

講習事項	講師
ア 警備業務実施の基本原則に関すること。	次のいずれかに該当する者 (ア) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「指導教育責任者資格者証」という。）の交付を受けており、当該交付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者であつて、最近3年間に社団法人全国警備業協会が実施する講師講習会（以下「講師講習会」という。）の課程を修了したもの (イ) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者（イの講習事項に限る。） (ウ) 医師、看護師、救急救命士、日本赤十字社の救急指
イ 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。	
ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。	
エ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。	

	<p>導員の資格を有する者その他負傷者を救護するため必要な応急の処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者（ウの講習事項のうち、救急法の実技訓練に限る。）</p>
<p>オ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。</p>	<p>行おうとする講習に係る警備業務の区分と同一の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証の交付を受けており、当該交付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者であって、最近3年間に講師講習会（当該区分に係る警備業務に係る専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び技能に関することについての講習を行うものに限る。）の課程を修了したもの</p>

(2) 契約締結の日から10日以内に、「指導教育責任者講習講師名簿」（別紙1）を公安委員会に提出し、承認を得ること。

7 講習カリキュラムの作成

講習実施日の30日前までに、講習細目ごとに担当する講師の氏名及び使用する教材を示した講習カリキュラムを作成し、公安委員会に報告すること。

8 指導、助言

- (1) 講習の実施に当たっては、公安委員会の指導、助言を受け、講習を効果的に行うものとする。
- (2) 公安委員会から、講習の実施に関し必要な資料の提出又は報告を求められたときは、これに応じるものとする。

9 実施結果報告

講習終了後10日以内に、「講習実施結果報告書」（別紙2）及び「講習受講者名簿」（別紙3）により公安委員会に報告すること。

警備員指導教育責任者講習実施基準

1 新規取得講習1号

講習事項 (時限)	講習方法	講習細目	講習内容	時限
警備業務実施の 基本原則に 関すること。 (1時限)	講義		○ 警備業法第15条、第16条及び第17条の規定の趣旨について、具体的な事例を挙げて説明すること。	1
	実技訓練		○ 警備業の歴史と現状、警備業の社会的役割等について説明すること。 ○ 礼式と基本動作(教練)の意義及び基本的な実施要領についての訓練を行うこと。	
警備業法その 他警備業務の 実施の適正を 確保するため 必要な法令に 関すること。 (10時限)	講義	警備業法	○ 警備業法による警備業の規制について説明すること。	4
		憲法	○ 憲法による人権保障の意味及び警備業務の実施にあたって侵害しやすい権利、自由について説明することとし、その際、次の条文については必ず触れること。 ・第10条～第13条 ・第21条 ・第28条 ・第31条～第35条	1
		刑法	○ 正当防衛、緊急避難等違法性阻却事由の要件を中心に、犯罪の基本的な成立要件について説明すること。 ○ 警備業務の実施に当たって警備員が取り扱いやすい犯罪、警備員が犯しやすい犯罪の構成要件について説明することとし、その際、次の犯罪には必ず触れること。 ・住居侵入罪(第130条) ・暴行、傷害罪(第204条、第205条、第208条) ・逮捕、監禁罪(第220条、第221条) ・脅迫、強要罪(第222条、第223条) ・威力業務妨害罪(第234条) ・窃盗、強盗罪(第235条、第236条～第240条、第243条) ・恐喝罪(第249条、第250条) ・横領罪(第252条～第254条)	2
		刑事訴訟法	○ 現行犯人の逮捕と逮捕後の手続について説明することとし、その際、特に準現行犯人の逮捕は慎重であるべきことを教えること。	1
		警察官職務執行法	○ 警察官による避難等の措置について教えること。	1
		遺失物法	○ 警備員が管守者として遺失物を取り扱う場合の手続を中心に、遺失物法の概要について説明すること。	1
警備業務に係る 基本的な知識 及び技能に関 すること。 (6時限)	講義	警察機関 への連絡 方法	○ 警察機関との連絡体制の確立の意義について説明すること。 ○ 事故の発生に際しての警察機関への連絡の方法を、110番電話の利用方法を中心に説明すること。	1
		現場保存 の方法	○ 警備員が行う現場保存の意義と方法について説明することとし、その際、警察官の到着まで警備員が現場の状況をみだりに変更しないことを教えること。	1
		避難誘導 の方法	○ 災害の発生に際しての群集行動の特徴とそれに適切に対応した避難誘導を行う方法について説明すること。	1
	実技訓練	救急法	○ 医師又は救急隊に負傷者等を引き渡すまでの救急措置の基本技術についての実技訓練を行うこと。	1
		護身術	○ 徒手による護身術の基本的な術技についての実技訓練を行うこと。 ○ 警戒棒、警戒杖及び非金属製の楯の取扱いの方法についての実技訓練を行うこと。	2
警備業務の区 分に応じた専 門的な知識及 び技能に関す ること。	講義	施設警備 業務	○ 施設警備業務を取り巻く環境と犯罪情勢等について説明すること。	1
	討論		○ 警備業務対象施設に応じた警備業務実施上の問題点と対策に関する討論を行うこと。	2
	講義		○ 警備業務対象施設における人又は車両等の出入の管理の方法	4

(23時限)		<ul style="list-style-type: none"> ○ について説明すること。 ○ 巡回の方法について説明すること。 ○ 警報装置その他当該警備業務を実施するために使用する機器の使用方法及び最新の資器材と運用方法について説明すること。 ○ 所持品検査要領について説明すること。 ○ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置について説明すること。 	
	実習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設警備業務を能率的かつ安全に実施するために必要な業務の管理方法に関する実習を行うこと。 	2
	講義	空港保安警備業務 <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本における空港保安対策の概要について説明すること。 ○ 乗客等の接遇について説明すること。 ○ 保安検査の意義と実施上の留意点について説明すること。 ○ 手荷物等検査用機械器具の使用方法及び最新の資器材と運用方法について説明すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件等の航空機内への持ち込み防止及び発見した場合の措置について説明すること。 ○ 空港の施設、行政機関の業務等について説明すること。 	2
	講義	機械警備業務 <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該機械警備業務を実施するために使用する警備業務用機械装置の機能について説明すること。 ○ 警備業務用機械装置による警戒及び指令の方法について説明すること。 ○ 指令業務に従事する警備員と現場に向かう警備員との間の連絡の方法について説明すること。 ○ 基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における不審者の発見その他現場における事実の確認の方法について説明すること。 ○ 盗難等の事故の発生時における警備業務対象施設への接近の方法等初動措置要領について説明すること。 ○ 警備診断と機械警備システム策定上の基本的な事項について説明すること。 ○ 誤報の原因及び措置要領について説明すること。 ○ 即応体制の整備基準について説明すること。 ○ 警備業務対象施設の鍵の管理について説明すること。 ○ その他当該機械警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能について説明すること。 	9
講義	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他当該警備業務（機械警備業務を除く。）を適正に実施するために必要な知識及び技能について説明すること。 	1	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該警備業務を適正に実施するため必要な法令について説明すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法（全般についての知識） ・ 銃砲刀剣類所持等取締法（全般についての知識） ・ 民法（善管注意義務、債務不履行、損害賠償） ・ 軽犯罪法（全般についての知識） ・ 爆発物取締法（告知義務） ・ 毒物及び劇物取締法（毒物及び劇物の摂取等の禁止） ・ 国際民間航空条約（全般についての知識） ・ I C P O 規則及び関係通達（全般についての知識） ・ 航空法（全般についての知識） ・ 空港管理規則（省令） ・ 関係告示（全般についての知識） ・ 国土交通省指針（保安検査についての知識） ・ 運送約款、航空保安検査マニュアル（全般についての知識） ・ 航空機の強取等の処罰に関する法律 ・ 外交関係に関するウィーン条約 ・ 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 ・ 個人情報の保護に関する法律（全般についての知識） ・ その他施設警備業務に必要な法令 	2	

その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。 (7時限)	講義		○ 警備員に対する指導及び教育の重要性、警備員指導教育責任者制度の意義について理解させること。 ○ 府令第40条に掲げる警備員指導教育責任者の業務について説明すること。	1
			○ 効果的な面接指導、業務指導の実施要領について説明すること。	2
	討論		○ 警備員による犯罪事例の分析と身上指導要領に関する討論を行うこと。	2
	講義		○ 府令第38条に規定する警備員教育の概要について説明すること。 ○ 講義の方法、実技訓練の方法、実地教育の方法による効果的な警備員教育の実施要領について説明すること。	2
合 計				47

2 新規取得講習2号

講習事項 (時限)	講習方法	講習細目	講習内容	時限
警備業務実施の基本原則に関すること。 (1時限)	講義 実技訓練		○ 警備業法第15条、第16条及び第17条の規定の趣旨について、具体的な事例を挙げて説明すること。 ○ 警備業の歴史と現状、警備業の社会的役割等について説明すること。 ○ 礼式と基本動作(教練)の意義及び基本的な実施要領についての訓練を行うこと。	1
警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。 (10時限)	講義	警備業法	○ 警備業法による警備業の規制について説明すること。	4
		憲法	○ 憲法による人権保障の意味及び警備業務の実施にあたって侵害しやすい権利、自由について説明することとし、その際、次の条文については必ず触れること。 ・第10条～第13条 ・第21条 ・第28条 ・第31条～第35条	1
		刑法	○ 正当防衛、緊急避難等違法性阻却事由の要件を中心に、犯罪の基本的な成立要件について説明すること。 ○ 警備業務の実施に当たって警備員が取り扱いやすい犯罪、警備員が犯しやすい犯罪の構成要件について説明することとし、その際、次の犯罪には必ず触れること。 ・住居侵入罪(第130条) ・暴行、傷害罪(第204条、第205条、第208条) ・逮捕、監禁罪(第220条、第221条) ・脅迫、強要罪(第222条、第223条) ・威力業務妨害罪(第234条) ・窃盗、強盗罪(第235条、第236条～第240条、第243条) ・恐喝罪(第249条、第250条) ・横領罪(第252条～第254条)	2
		刑事訴訟法	○ 現行犯人の逮捕と逮捕後の手続について説明することとし、その際、特に準現行犯人の逮捕は慎重であるべきことを教えること。	1
		警察官職務執行法	○ 警察官による避難等の措置について教えること。	1
		遺失物法	○ 警備員が管守者として遺失物を取り扱う場合の手続を中心に、遺失物法の概要について説明すること。	1
警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。 (6時限)	講義	警察機関への連絡方法	○ 警察機関との連絡体制の確立の意義について説明すること。 ○ 事故の発生に際しての警察機関への連絡の方法を、110番電話の利用方法を中心に説明すること。	1
		現場保存の方法	○ 警備員が行う現場保存の意義と方法について説明することとし、その際、警察官の到着まで警備員が現場の状況のみだりに変更しないことを教えること。	1

		避難誘導の方法	○ 災害の発生に際しての群集行動の特徴とそれに適切に対応した避難誘導を行う方法について説明すること。	1
	実技訓練	救急法	○ 医師又は救急隊に負傷者等を引き渡すまでの救急措置の基本技術についての実技訓練を行うこと。	1
		護身術	○ 徒手による護身術の基本的な術技についての実技訓練を行うこと。 ○ 警戒棒、警戒杖及び非金属製の楯の取扱いの方法についての実技訓練を行うこと。	2
警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。 (14時限)	講義	雑踏・交通誘導警備業務	○ 雑踏・交通誘導警備業務を取り巻く環境と犯罪情勢等について説明すること。	1
	討論		○ 車両及び歩行者の誘導の場所における警備業務実施上の問題点と対策に関する討論を行うこと。	2
	講義		○ 車両及び歩行者の誘導の方法について説明すること。 ○ 人又は車両の雑踏する場所における雑踏の整理の方法について説明すること。 ○ 当該警備業務を適正に実施するために使用する各種資器材の使用方法について説明すること。 ○ 事故発生に際してとるべき道路における危険の防止その他の措置について説明すること。 ○ 人又は車両の雑踏する場所における群集の特性について説明すること。 ○ 車両及び歩行者の誘導の場所における受傷事故防止対策について説明すること。 ○ 交通誘導警備業務における安全衛生管理について説明すること。	7
	実習		○ 交通誘導警備業務を能率的かつ安全に実施するために必要な業務の管理方法に関する実習を行うこと。	2
	講義		○ その他当該警備業務を適正に実施するために必要な知識及び技能について説明すること。 ○ 当該警備業務を適正に実施するため必要な法令について説明すること。 ・道路交通法 ・軽犯罪法（全般についての知識） ・民法（損害賠償についての知識） ・自動車の保管場所の確保等に関する法律 ・消防法（火災発見時の通報義務等についての知識） ・職業安定法（労働者派遣等についての知識）	2
その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。 (7時限)	講義		○ 警備員に対する指導及び教育の重要性、警備員指導教育責任者制度の意義について理解させること。 ○ 府令第40条に掲げる警備員指導教育責任者の業務について説明すること。	1
			○ 効果的な面接指導、業務指導の実施要領について説明すること。	2
	討論		○ 警備員による犯罪事例の分析と身上指導要領に関する討論を行うこと。	2
	講義		○ 府令第38条に規定する警備員教育の概要について説明すること。 ○ 講義の方法、実技訓練の方法、実地教育の方法による効果的な警備員教育の実施要領について説明すること。	2
合		計		38

3 新規取得講習3号

講習事項 (時限)	講習方法	講習細目	講習内容	時限
警備業務実施	講義		○ 警備業法第15条、第16条及び第17条の規定の趣旨について、	1

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該警備業務を実施するために使用する各種資器材の使用方法について説明すること。 ○ 運搬中における襲撃、交通事故等の発生に際してとるべき措置について説明すること。 ○ 指令業務を行うために必要な事項について説明すること。 	
	実習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務を能率的かつ安全に実施するために必要な業務の管理方法に関する実習を行うこと。 	2
	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他当該警備業務を適正に実施するために必要な知識及び技能について説明すること。 ○ 当該警備業務を適正に実施するため必要な法令について説明すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（運搬届出等についての知識） ・道路運送車両法（放射性物質等を積載する車両及び点検についての知識） ・道路交通法（交通規制についての知識） ・原子力基本法（全般についての知識） ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（運搬届出等についての知識） ・化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（運搬届出等についての知識） ・細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（全般についての知識） ・消防法（火災発見者の通報義務等についての知識） ・電波法（運用全般についての知識） ・貨物自動車運送事業法（輸送の安全についての知識） ・原子力災害対策特別措置法（全般についての知識） 	2
その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。 (7時限)	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備員に対する指導及び教育の重要性、警備員指導教育責任者制度の意義について理解させること。 ○ 府令第40条に掲げる警備員指導教育責任者の業務について説明すること。 	1
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な面接指導、業務指導の実施要領について説明すること。 	2
	討論	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備員による犯罪事例の分析と身上指導要領に関する討論を行うこと。 	2
	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○ 府令第38条に規定する警備員教育の概要について説明すること。 ○ 講義の方法、実技訓練の方法、実地教育の方法による効果的な警備員教育の実施要領について説明すること。 	2
合	計		38

4 新規取得講習4号

講習事項 (時限)	講習方法	講習細目	講習内容	時限
警備業務実施の基本原則に関すること。 (1時限)	講義 実技訓練		<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業法第15条、第16条及び第17条の規定の趣旨について、具体的な事例を挙げて説明すること。 ○ 警備業の歴史と現状、警備業の社会的役割等について説明すること。 ○ 礼式と基本動作（教練）の意義及び基本的な実施要領についての訓練を行うこと。 	1
警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため	講義	警備業法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業法による警備業の規制について説明すること。 	4
		憲法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 憲法による人権保障の意味及び警備業務の実施にあたって侵害しやすい権利、自由について説明することとし、その際、次の条文については必ず触れること。 	1

必要な法令に関すること。 (10時限)			<ul style="list-style-type: none"> ・第10条～第13条 ・第21条 ・第28条 ・第31条～第35条 	
		刑法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正当防衛、緊急避難等違法性阻却事由の要件を中心に、犯罪の基本的な成立要件について説明すること。 ○ 警備業務の実施に当たって警備員が取り扱いやすい犯罪、警備員が犯しやすい犯罪の構成要件について説明することとし、その際、次の犯罪には必ず触れること。 <ul style="list-style-type: none"> ・住居侵入罪（第130条） ・暴行、傷害罪（第204条、第205条、第208条） ・逮捕、監禁罪（第220条、第221条） ・脅迫、強要罪（第222条、第223条） ・威力業務妨害罪（第234条） ・窃盗、強盗罪（第235条、第236条～第240条、第243条） ・恐喝罪（第249条、第250条） ・横領罪（第252条～第254条） 	2
		刑事訴訟法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行犯人の逮捕と逮捕後の手続について説明することとし、その際、特に準現行犯人の逮捕は慎重であるべきことを教えること。 	1
		警察官職務執行法 遺失物法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察官による避難等の措置について教えること。 ○ 警備員が管守者として遺失物を取り扱う場合の手続を中心に、遺失物法の概要について説明すること。 	1 1
警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。 (6時限)	講義	警察機関への連絡方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察機関との連絡体制の確立の意義について説明すること。 ○ 事故の発生に際しての警察機関への連絡の方法を、110番電話の利用方法を中心に説明すること。 	1
		現場保存の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備員が行う現場保存の意義と方法について説明することとし、その際、警察官の到着まで警備員が現場の状況をみだりに変更しないことを教えること。 	1
		避難誘導の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生に際しての群集行動の特徴とそれに適切に対応した避難誘導を行う方法について説明すること。 	1
	実技訓練	救急法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師又は救急隊に負傷者等を引き渡すまでの救急措置の基本技術についての実技訓練を行うこと。 	1
		護身術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 徒手による護身術の基本的な術技についての実技訓練を行うこと。 ○ 警戒棒、警戒杖及び非金属製の楯の取扱いの方法についての実技訓練を行うこと。 	2
警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。 (10時限)	講義	身辺警備業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身辺警備業務を取り巻く環境と犯罪情勢等について説明すること。 	1
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 身辺警備業務実施上の問題点と対策に関する討論を行うこと。 	2
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 身辺警備員の指定及び身辺警備業務の特性を踏まえた教育について説明すること。 ○ 人の身辺において警戒にあたる警戒位置その他警戒の方法について説明すること。 ○ 当該警備業務を実施するために使用する各種資器材の使用方法について説明すること。 ○ 不審者又は不審車両を発見した場合にとるべき措置について説明すること。 ○ 人の身体に対する危険の発生を防止するためにとるべき避難等の措置について説明すること。 	4
	実習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身辺警備業務を能率的かつ安全に実施するために必要な業務の管理方法に関する実習を行うこと。 	2	
	講義		<ul style="list-style-type: none"> ○ その他当該警備業務を適正に実施するために必要な知識及び技能について説明すること。 ○ 当該警備業務を適正に実施するため必要な法令について説明すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・民法（損害賠償についての知識） ・ストーカー行為等の規制等に関する法律（全般についての 	1

			知識) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (全般についての知識) ・個人情報の保護に関する法律 (基本的な考え方についての知識)	
その他警備員 指導教育責任 者として必要 な指導及び教 育に関するこ と。 (7時限)	講義		○ 警備員に対する指導及び教育の重要性、警備員指導教育責任者制度の意義について理解させること。 ○ 府令第40条に掲げる警備員指導教育責任者の業務について説明すること。	1
			○ 効果的な面接指導、業務指導の実施要領について説明すること。	2
	討論		○ 警備員による犯罪事例の分析と身上指導要領に関する討論を行うこと。	2
	講義		○ 府令第38条に規定する警備員教育の概要について説明すること。 ○ 講義の方法、実技訓練の方法、実地教育の方法による効果的な警備員教育の実施要領について説明すること。	2
合		計		34

5 追加取得講習1号

講習事項 (時限)	講習方法	講習細目	講習内容	時限
警備業務の区 分に応じた専 門的な知識及 び技能に関す ること。 (23時限)	講義	施設警備 業務	○ 施設警備業務を取り巻く環境と犯罪情勢等について説明すること。	1
	討論		○ 警備業務対象施設に応じた警備業務実施上の問題点と対策に関する討論を行うこと。	2
	講義		○ 警備業務対象施設における人又は車両等の出入の管理の方法について説明すること。 ○ 巡回の方法について説明すること。 ○ 警報装置その他当該警備業務を実施するために使用する機器の使用方法及び最新の資器材と運用方法について説明すること。 ○ 所持品検査要領について説明すること。 ○ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置について説明すること。	4
	実習		○ 施設警備業務を能率的かつ安全に実施するために必要な業務の管理方法に関する実習を行うこと。	2
	講義	空港保安 警備業務	○ 日本における空港保安対策の概要について説明すること。 ○ 乗客等の接遇について説明すること。 ○ 保安検査の意義と実施上の留意点について説明すること。 ○ 手荷物等検査用機械器具の使用方法及び最新の資器材と運用方法について説明すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件等の航空機内への持ち込み防止及び発見した場合の措置について説明すること。 ○ 空港の施設、行政機関の業務等について説明すること。	2
講義	機械警備 業務	○ 当該機械警備業務を実施するために使用する警備業務用機械装置の機能について説明すること。 ○ 警備業務用機械装置による警戒及び指令の方法について説明すること。 ○ 指令業務に従事する警備員と現場に向かう警備員との間の連絡の方法について説明すること。 ○ 基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における不審者の発見その他現場における事実の確認の方法について説明すること。 ○ 盗難等の事故の発生時における警備業務対象施設への接近の方法等初動措置要領について説明すること。	9	

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備診断と機械警備システム策定上の基本的な事項について説明すること。 ○ 誤報の原因及び措置要領について説明すること。 ○ 即応体制の整備基準について説明すること。 ○ 警備業務対象施設の鍵の管理について説明すること。 ○ その他当該機械警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能について説明すること。 	
	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他当該警備業務（機械警備業務を除く。）を適正に実施するために必要な知識及び技能について説明すること。 	1
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該警備業務を適正に実施するため必要な法令について説明すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法（全般についての知識） ・ 銃砲刀剣類所持等取締法（全般についての知識） ・ 民法（善管注意義務、債務不履行、損害賠償） ・ 軽犯罪法（全般についての知識） ・ 爆発物取締法（告知義務） ・ 毒物及び劇物取締法（毒物及び劇物の摂取等の禁止） ・ 国際民間航空条約（全般についての知識） ・ I C P O規則及び関係通達（全般についての知識） ・ 航空法（全般についての知識） ・ 空港管理規則（省令） ・ 関係告示（全般についての知識） ・ 国土交通省指針（保安検査についての知識） ・ 運送約款、航空保安検査マニュアル(全般についての知識) ・ 航空機の強取等の処罰に関する法律 ・ 外交関係に関するウィーン条約 ・ 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 ・ 個人情報の保護に関する法律（全般についての知識） ・ その他施設警備業務に必要な法令 	2
合	計		23

6 追加取得講習2号

講習事項 (時限)	講習方法	講習細目	講習内容	時限
警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。 (14時限)	講義	雑踏・交通誘導警備業務	○ 雑踏・交通誘導警備業務を取り巻く環境と犯罪情勢等について説明すること。	1
	討論		○ 車両及び歩行者の誘導の場所における警備業務実施上の問題点と対策に関する討論を行うこと。	2
	講義		<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両及び歩行者の誘導の方法について説明すること。 ○ 人又は車両の雑踏する場所における雑踏の整理の方法について説明すること。 ○ 当該警備業務を適正に実施するために使用する各種資器材の使用方法について説明すること。 ○ 事故発生に際してとるべき道路における危険の防止その他の措置について説明すること。 ○ 人又は車両の雑踏する場所における群集の特性について説明すること。 ○ 車両及び歩行者の誘導の場所における受傷事故防止対策について説明すること。 ○ 交通誘導警備業務における安全衛生管理について説明すること。 	7
	実習		○ 交通誘導警備業務を能率的かつ安全に実施するために必要な業務の管理方法に関する実習を行うこと。	2
	講義		○ その他当該警備業務を適正に実施するために必要な知識及び技能について説明すること。	2

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該警備業務を適正に実施するため必要な法令について説明すること。 ・ 道路交通法 ・ 軽犯罪法（全般についての知識） ・ 民法（損害賠償についての知識） ・ 自動車の保管場所の確保等に関する法律 ・ 消防法（火災発見時の通報義務等についての知識） ・ 職業安定法（労働者派遣等についての知識） 	
合	計		14

7 追加取得講習3号

講習事項 (時限)	講習方法	講習細目	講習内容	時限
警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。 (14時限)	講義	輸送警備業務	○ 輸送警備業務を取り巻く環境と犯罪情勢等について説明すること。	1
	討論		○ 輸送警備業務実施上の問題点と対策に関する討論を行うこと。	2
	講義	○ 核燃料物質等危険物について説明すること。 ○ 運行管理室等の業務の内容等について説明すること。 ○ 運搬に使用する車両等の構造及び設備について説明すること。 ○ 車両等による伴走及び運搬中における周囲の見張りの方法について説明すること。 ○ 安全走行に必要な情報収集、トンネルの通過等車両による伴走を行うために必要な事項について説明すること。 ○ 運搬に係る現金、貴金属、美術品その他の貴重品、危険物等の積卸しに際しての警戒の方法について説明すること。 ○ 当該警備業務を実施するために使用する各種資器材の使用方法について説明すること。 ○ 運搬中における襲撃、交通事故等の発生に際してとるべき措置について説明すること。 ○ 指令業務を行うために必要な事項について説明すること。	7	
	実習	○ 貴重品運搬警備業務を能率的かつ安全に実施するために必要な業務の管理方法に関する実習を行うこと。	2	
	講義		○ その他当該警備業務を適正に実施するために必要な知識及び技能について説明すること。 ○ 当該警備業務を適正に実施するため必要な法令について説明すること。 ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（運搬届出等についての知識） ・ 道路運送車両法（放射性物質等を積載する車両及び点検についての知識） ・ 道路交通法（交通規制についての知識） ・ 原子力基本法（全般についての知識） ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（運搬届出等についての知識） ・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（運搬届出等についての知識） ・ 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（全般についての知識） ・ 消防法（火災発見者の通報義務等についての知識） ・ 電波法（運用全般についての知識） ・ 貨物自動車運送事業法（輸送の安全についての知識） ・ 原子力災害対策特別措置法（全般についての知識）	2
合	計		14	

8 追加取得講習4号

講習事項 (時限)	講習方法	講習細目	講習内容	時限
警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。 (10時限)	講義	身辺警備業務	○ 身辺警備業務を取り巻く環境と犯罪情勢等について説明すること。	1
	討論		○ 身辺警備業務実施上の問題点と対策に関する討論を行うこと。	2
	講義		○ 身辺警備員の指定及び身辺警備業務の特性を踏まえた教育について説明すること。 ○ 人の身辺において警戒にあたる警戒位置その他警戒の方法について説明すること。 ○ 当該警備業務を実施するために使用する各種資器材の使用方法について説明すること。 ○ 不審者又は不審車両を発見した場合にとるべき措置について説明すること。 ○ 人の身体に対する危険の発生を防止するためにとるべき避難等の措置について説明すること。	4
	実習		○ 身辺警備業務を能率的かつ安全に実施するために必要な業務の管理方法に関する実習を行うこと。	2
	講義		○ その他当該警備業務を適正に実施するために必要な知識及び技能について説明すること。 ○ 当該警備業務を適正に実施するため必要な法令について説明すること。 ・民法（損害賠償についての知識） ・ストーカー行為等の規制等に関する法律（全般についての知識） ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（全般についての知識） ・個人情報の保護に関する法律（基本的な考え方についての知識）	1
合		計		10

※備考 1時限は50分とする。

講習実施結果報告書

令和 年 月 日

島根県公安委員会 殿

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

講習の種別	
講習の実施期間	
講習の実施場所	
受講申込者数	
受講者数	
備考	

